

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

宇治田原町監査委員

令和6年3月25日

1. 監査の目的

地方地自法第199条第7項並びに宇治田原町監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、宇治田原町が財政的援助を与えている団体や補助事業、公の施設の管理者に対し、出納その他の事務が関係法令に則り、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし実施する。

2. 監査の実施方法

対象団体所管課から関係資料等の提出を求めるとともに、対象団体所管課の説明を聴取し、監査する。

3. 監査の視点

町が財政的援助を与えている団体、出資支払保証団体及び公の施設の指定管理者に対し、必要があると認めるとき又は町長の要求に基づき当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とする。

4. 監査の結果

第1回〈財政援助団体監査〉 9月25日（月）

(1)青年就農給付金事業

①所管課

産業観光課

②補助金額

3,474,602円

③補助の目的

経営の不安定な就農初期段階の青年の新規就農者及び経営継承者に対して経営開始型の青年就農給付金を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。

④補助の概要

新規就農者に対して1人当たり年間最大150万円の給付金を最長5年間交付する。

⑤結果

給付金の給付事務については、給付規則に基づき、給付要件の確認、申請手続等適正であると認められるとともに、給付後の就農状況確認も適切に実施されている。

(2)森林整備地域活動支援交付金

①所管課

産業観光課

②補助金額

4,860,000円

③補助の目的

計画的かつ適切な森林整備の推進及び森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備地域活動支援交付金を交付し、森林所有者等が行う森林境界の明確化を支援する。

④補助の概要

森林境界の明確化事業を実施している宇治田原町森林組合に対し交付金を交付

する。

⑤結果

交付金の交付事務については、交付要綱に基づき適正に実施されていると認められる。なお、予算額に対する決算額の比率が72%であることから、執行率の改善に努められたい。

第2回〈財政援助団体監査〉 10月30日（月）

(1)文化財管理保全費補助金

①所管課

社会教育課

②補助金額

1,485,000円

③補助の目的

文化財や文化遺産は、住民共有の財産であるとともに、地域の歴史や文化を継承する上での重要な資源であることから、所有者等の理解のもと、適切な保全・管理を図る。

④補助の概要

文化財の所有者及び管理団体が文化財の適正な保存のために実施する事業について、京都府の指導助言も踏まえ、町文化財管理保全費補助金交付要綱の規定に基づき補助金を交付する。

⑤結果

補助金の交付事務については、交付要綱に基づき適正に実施されていると認められる。

(2)スポーツ協会助成金

①所管課

社会教育課

②補助金額

3,100,000円

③補助の目的

住民の健康、体力づくりのため、スポーツ普及・振興に取り組む宇治田原町スポーツ協会に対し、助成を行う。

④補助の概要

町の社会教育団体であるスポーツ協会が実施する事業に対し助成するもの。

⑤結果

補助金の交付事務については、交付規則に基づき適正に実施されていると認められる。また、実績報告において、未実施事業分を精算され返還も行われている。

第3回〈財政援助団体監査〉 11月24日（金）

(1)優良茶園振興事業補助金

①所管課

産業観光課

②補助金額

9,930,000円

③補助の目的

宇治茶の生産振興を図るため、京都府補助事業(宇治種改植加速化支援事業、優良茶園振興事業)を活用し茶園の新・改植事業に補助を行うことにより、商品価値の高い良質茶生産を推進することを目的とする。

④補助の概要

茶園の新・改植事業に対して、京都府補助40%、町補助20%の補助金を交付するもの。

⑤結果

補助金の交付事務については、府事業実施要領及び補助金交付規則に基づき、適正に実施されていると認められる。なお、書類については、申請から交付決定の流れがわかりやすいよう、整理等に努められたい。

(2)農林業振興事業費補助金

①所管課

産業観光課

②補助金額

6,126,000円

③補助の目的

本町農林業の活性化に関する事業に要する経費に対し補助金を交付することにより、農林業者の経営改善及び共同化を推進し、農林業の生産性を高め、近代化を促進することを目的とする。

④補助の概要

農業共同施設及び設備の導入・更新、高級茶生産に必要な被覆、防霜ファン整備等に対する事業に対して補助金を交付するもの。

⑤結果

補助金の交付事務については、補助金交付規則に基づき、適正に実施されていると認められる。なお、交付決定においては、補助金の目的外使用が行われないよう、常々のチェックに努められたい。

第4回〈公の施設の指定管理者〉 1月29日(月)

(1)宇治田原町ふれあい福祉センター指定管理委託料

①所管課

福祉課

②委託金額

723,844円

③指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日(3年間)

※委託金額については、令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年間)

④指定管理者

宇治田原町シルバー人材センター

⑤結果

宇治田原町ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する条例並びに規則、基本協定書、年度協定書に基づき、適正に管理及び運営がされていると認められる。

また、委託料についても業務実績報告書に基づき、費用及びその内容を確認のうえ精算され、過払い分については、正しく返還されている。

引き続き、住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため、地域における福祉活動の拠点施設として、適切な管理運営に努められたい。

第5回〈公の施設の指定管理者〉 2月28日（水）

(1)奥山田ふれあい交流館指定管理委託料

①所管課

企画財政課

②委託金額

1,333,000円

③指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

※委託金額については、令和4年4月1日～令和5年3月31日（1年間）

④指定管理者

奥山田区

⑤結果

宇治田原町奥山田ふれあい交流館の設置及び管理に関する条例並びに規則、基本協定書、年度協定書に基づき、適正に管理及び運営がされていると認められる。

また、管理業務報告書では施設利用状況の分析を行うとともに、収支状況についても、差引簿により明確に整理されている。

引き続き、地域住民が主体的に行うまちづくり活動の拠点施設として、適切な管理運営に努められたい。

なお、本委託料の対象外ではあるが、隣接するハートフル化石広場との連携及び更なるPRについても検討されたい。